

序章 都市計画マスタープランについて

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく「当該市町村の都市計画に関する基本的な方針」である。

この都市計画マスタープランは、次の役割を担い、また、その効果が期待されている。

- ・あらかじめ中長期的視野に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくこと。
- ・個々の都市計画が決定、変更される方向性、必然性、根拠を示すこと。
- ・個々の都市計画の相互関係を調整し、全体として総合的かつ一体的なまちづくりを実現すること。
- ・住民を含めた多様な主体が、自らまちづくりの課題や都市の将来像について考え、まちづくりの方向性について合意形成することを促進すること。

(2) 都市計画マスタープランの目標年次

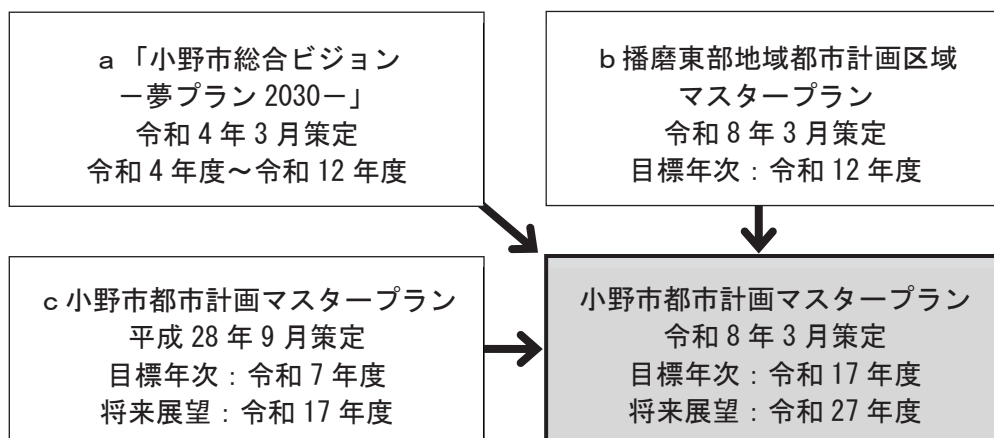
令和 27 年（2045 年）の都市の将来像を展望したうえで、目標年次を令和 17 年（2035 年）とする。

(3) 都市計画マスタープラン見直しの背景

都市計画マスタープランは、策定後の社会経済情勢等の変化を受けて適切な判断ができるような弾力性が必要であり、部分的見直しを行う等の機動的な対応を行うことが望ましいとされている。

本市においては、次の理由により見直しを行うこととする。

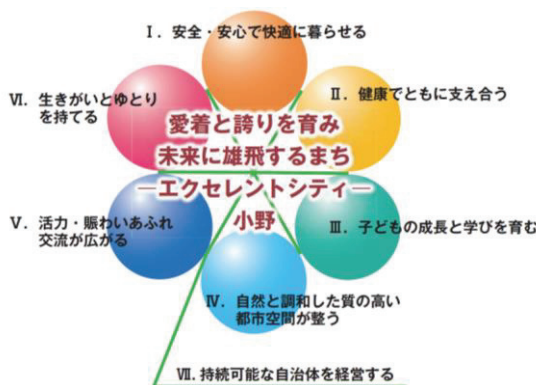
- 「小野市総合ビジョンー夢プラン 2030ー」を令和 4 年 3 月に策定したこと。
- 都市計画法第 6 条の 2 に基づく兵庫県の播磨東部地域都市計画区域マスタープランが令和 8 年 3 月に見直されたこと。
- 本市の都市計画マスタープランは、平成 28 年 9 月の見直しから所定の期間が経過していること。
- これら上位計画に即し、また、現在の社会経済情勢の変化に対応する必要があること。



図序－1 都市計画マスタープランの位置付け

1) 小野市総合ビジョンー夢プラン 2030ー（令和4年3月策定）

本市では、令和4年3月に「安全・安心の追求」、「技術革新とデジタル化」、「グローバル化と価値観の尊重」など、時代背景と社会潮流の変化を念頭に「愛着と誇りを育み 未来に雄飛するまちーエクセレントシティー小野」を将来像とした「小野市総合ビジョンー夢プラン 2030ー」を定めた。この、将来像のもと、7つの基本方針を定め、その実現を目指したまちづくりを進めている。



図序ー2 将来像及び7つの基本方針

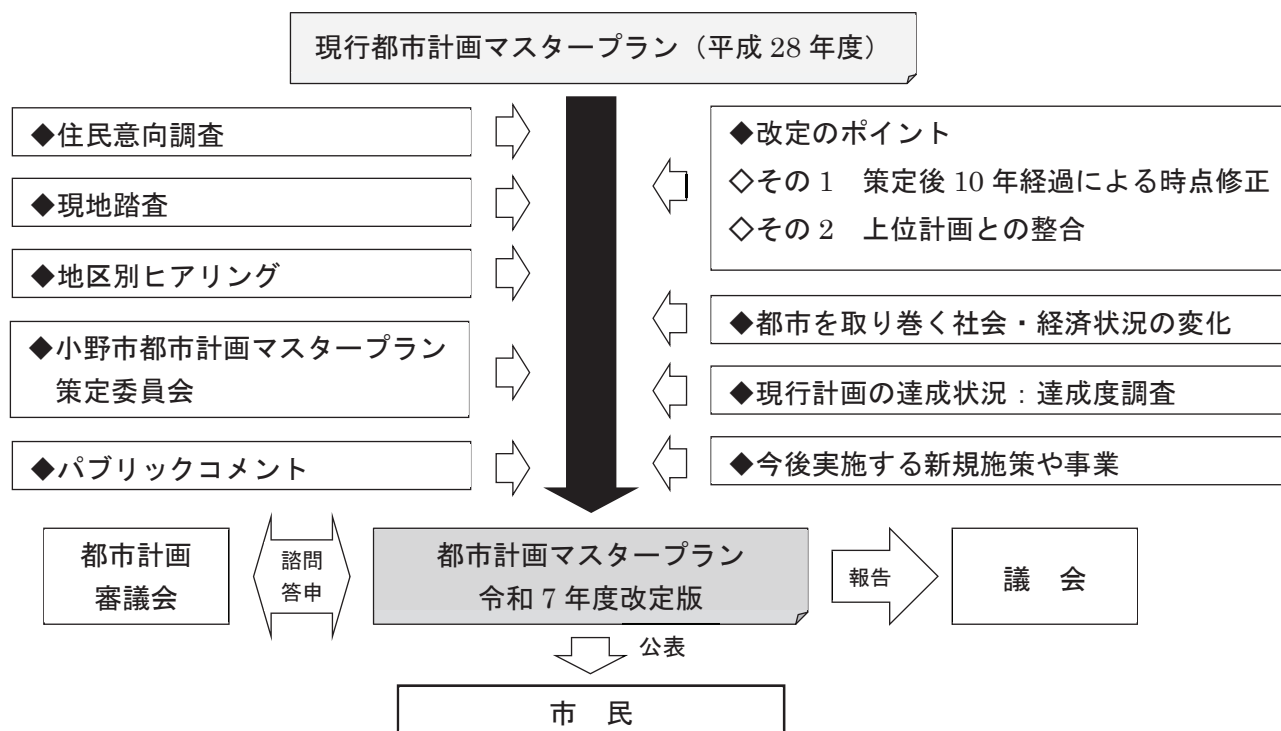
2) 播磨東部地域都市計画区域マスタープラン（令和8年3月策定）

兵庫県では、令和8年3月に、本市ほか11市町からなる播磨東部地域都市計画区域マスタープランを作成し、中長期的な視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示した。

地域の魅力として、豊かな農業地域、発達した交通網、伝統的なものづくり産業、多彩な公園とスポーツ環境を挙げ、一方の課題として、都市機能の集積不足、交通インフラの渋滞、水害リスク、地場産業の継承を挙げている。これらを踏まえた、都市づくりの重点テーマとして、「都市機能の充実と交通ネットワークの維持・強化」、「農」との健全な調和、「伝統と次世代の産業の推進」、「集落の地域コミュニティ維持」が示されている。

(4) 都市計画マスタープラン見直しの流れ

都市計画マスタープラン見直しにあたっての流れ（フロー）は、以下のとおりである。



図序ー3 都市計画マスタープラン見直しフロー